

1. 事業概要

1.1 目的

福祉用具貸与事業所等に配置が義務化されている福祉用具専門相談員は、介護福祉士等の国家資格の所持をしているか、都道府県によって指定された者が実施する講習(以下「指定講習」という。)の修了が必要とされており、カリキュラムの内容は国が告示や通知によって規定している。

平成27年以降はカリキュラムの見直しが実施されておらず、福祉用具貸与・販売種目のあり方検討会の取りまとめ(令和5年11月8日)において、「福祉用具の安全な利用やPDCAの推進、それらを効果的に行うための多職種連携等を適切に実施するため、「福祉用具専門相談員指定講習カリキュラムの見直しに向けた調査研究事業」(以下、令和5年度老健事業)で実施する有識者による検討や各指定講習事業者へのアンケート調査等を通じて、福祉用具専門相談員指定講習カリキュラムの見直しを行う。」とされ、当会が採択を受け「福祉用具専門相談員指定講習カリキュラム」の見直しを実施した。

本事業では、令和5年度老健事業で取りまとめた福祉用具専門相談員指定講習カリキュラムをもとに、各科目における目的、到達目標、内容等の見直しを踏まえ、研修内容の標準化及び質を担保するためのガイドライン(指導要領)や研修ツール等を作成するとともに、ガイドライン(指導要領)や研修ツール等の活用促進を見据えて、指定講習事業者の担当者を対象とした説明会を開催し、その結果も含めて報告書にまとめることを目的として実施した。

1.2 事業概要

(1) 検討委員会・作業部会の設置・開催

本事業の推進、成果の取りまとめ等について検討を行うため、検討委員会を4回開催した。また、福祉用具専門相談員指定講習に係る指導要領及び動画コンテンツ等研修ツールの作成にあたり、作業部会を4回開催した。

(2) 福祉用具専門相談員指定講習 指導要領の作成

主に作業部会を中心に、令和5年度に新たに見直した「福祉用具専門相談員指定講習カリキュラム」に基づき、講義の質のばらつきの改善に繋げるための指定講習事業者(講師)向けの指導要領を作成した。

(3) 動画コンテンツ等研修ツールの作成

上記(2)で作成した指導要領に基づき、主に新たに演習が追加された科目を中心に、講義の質のばらつきの改善に繋げるための動画コンテンツ等を作成した。

(4) 福祉用具サービス計画作成ガイドライン(改訂版)の作成

令和6年度介護保険制度改正により新たに導入された福祉用具の貸与・販売の選択制導入等に対応する福祉用具サービス計画作成ガイドラインの改訂版を作成した。

(5) 指定講習事業者の担当者を対象とした説明会の開催

令和5年度に実施した福祉用具専門相談員指定講習カリキュラムの見直しの目的や概要、本事業で作成した指導要領、動画コンテンツ等の活用方法等について広く周知するための説明会を開催した。

(6) 報告書の作成

上記(1)で設置した検討委員会での議論を踏まえ、本事業における検討結果を報告書としてまとめた。

1.3 検討委員会の実施

本事業の推進、成果の取りまとめ等について検討を行うための検討委員会を設置した。

1.3.1 検討委員会の委員構成

検討委員会の委員構成は以下の通り。

【検討委員会】 (敬称略・五十音順)

- 久留 善 武 一般社団法人シルバーサービス振興会 常務理事
- 小林 広 美 一般社団法人日本介護支援専門員協会 副会長
- 近藤 和 泉 国立研究開発法人国立長寿医療研究センター 病院長
- 神 智 淳 お茶の水ケアサービス学院株式会社 代表取締役
- 東 畠 弘 子 国際医療福祉大学大学院 福祉支援工学分野 教授
- 淵 上 敬 史 株式会社ウィズ 業務部 AS 課 課長
- 矢 沢 由 多加 公益財団法人テクノエイド協会 試験研修部長
- 渡 邊 慎 一 横浜市総合リハビリテーションセンター 副センター長
- 委員長

【オブザーバー】 (敬称略)

- 内 田 正 剛 厚生労働省老健局高齢者支援課 福祉用具・住宅改修指導官
- 松 本 洋 輔 厚生労働省老健局高齢者支援課 福祉用具・住宅改修係長
- 石 川 邦 大 厚生労働省老健局高齢者支援課 福祉用具・住宅改修係
- 岩 元 文 雄 一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会 理事長
- 山 下 和 洋 一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会 副理事長
- 中 川 敬 史 一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会 副理事長

【事務局】

- 肥 後 一 也 一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会
- 長 田 信 一 一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会
- 川 口 隆 一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会
- 中 沢 淳 一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会
- 篠 原 昌 幸 一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会
- 柳 田 磨 利 子 一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会
- 江 口 誠 一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会
- 谷 澤 由 香 理 エム・アール・アイリサーチアソシエイツ株式会社
- 柿 迫 栞 緒 エム・アール・アイリサーチアソシエイツ株式会社

1.3.2 検討委員会の開催状況

検討委員会の開催状況は下記の通り。

図表 1 検討委員会の開催日と主な議題

回	開催日	議題
第1回	令和6年7月31日(水) 10:00~12:00	<ul style="list-style-type: none">・ 事業概要(案)について・ 福祉用具専門相談員指定講習 指導要領(案)について・ 福祉用具サービス計画作成ガイドライン(改訂版)作成方針(案)について
第2回	令和6年10月29日(火) 15:00~17:00	<ul style="list-style-type: none">・ 福祉用具専門相談員指定講習 指導要領(案)について・ 動画コンテンツ等研修ツール(案)について・ 福祉用具サービス計画作成ガイドライン(改訂版)(案)について
第3回	令和6年12月4日(水) 14:00~16:00	<ul style="list-style-type: none">・ 福祉用具専門相談員指定講習 指導要領(案)について・ 動画コンテンツ等研修ツール(案)について・ 指定講習事業者向け説明会について
第4回	令和7年3月17日(月) 15:00~17:00	<ul style="list-style-type: none">・ 説明会の開催結果の報告について・ 本事業における成果物について・ 今後に向けた課題と対応について

1.4 作業部会の実施

福祉用具専門相談員指定講習に係る指導要領及び動画コンテンツ等研修ツールの作成にあたり、作業部会を設置した。

1.4.1 作業部会の委員構成

作業部会の委員構成は以下の通り。

【作業部会】 (敬称略・五十音順)

- 神 智 淳 お茶の水ケアサービス学院株式会社 代表取締役
- 田 島 利 子 「在宅かいごと専門けあの相談室」Re-think 代表
- 淵 上 敬 史 株式会社ウィズ 業務部 AS 課 課長
- 水 越 良 行 株式会社ヤマシタ ホームケア事業本部 営業統括部 東東京ブロック
○部会長

【オブザーバー】 (敬称略)

- 内 田 正 剛 厚生労働省老健局高齢者支援課 福祉用具・住宅改修指導官
- 松 本 洋 輔 厚生労働省老健局高齢者支援課 福祉用具・住宅改修係長
- 石 川 邦 大 厚生労働省老健局高齢者支援課 福祉用具・住宅改修係
- 岩 元 文 雄 一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会 理事長

【事務局】

- 肥 後 一 也 一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会
- 長 田 信 一 一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会
- 川 口 隆 一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会
- 中 沢 淳 一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会
- 篠 原 昌 幸 一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会
- 柳 田 磨 利 子 一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会
- 江 口 誠 一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会
- 谷 澤 由 香 理 エム・アール・アイリサーチアソシエイツ株式会社
- 柿 迫 栞 緒 エム・アール・アイリサーチアソシエイツ株式会社

1.4.2 作業部会の開催状況

作業部会の開催状況は下記の通り。

図表 2 作業部会の主な議題

回	開催日	議題
第1回	令和6年8月5日(月) 15:00~17:00	<ul style="list-style-type: none">・ 事業計画について・ 福祉用具専門相談員指定講習 指導要領(案)について
第2回	令和6年9月18日(水) 15:00~17:00	<ul style="list-style-type: none">・ 福祉用具専門相談員指定講習 指導要領(案)について
第3回	令和6年10月15日(火) 14:00~16:00	<ul style="list-style-type: none">・ 福祉用具専門相談員指定講習 指導要領(案)について・ 動画コンテンツ等研修ツール(案)の作成について
第4回	令和6年11月19日(火) 15:30~17:30	<ul style="list-style-type: none">・ 動画コンテンツ(案)の作成について・ 演習ツール(案)の作成について・ 指導要領(案)の修正点と今後の進め方について

2. 福祉用具専門相談員指定講習 指導要領の作成

2.1 目的

令和5年度老健事業で新たに見直した指定講習カリキュラムに基づき、科目ごとにカリキュラムの内容の解説、指導の視点や指導内容、講義の進め方等を具体的に示した指定講習事業者・講師向けの指導要領を作成し、研修内容のばらつきの改善に繋げることを目的とした。

2.2 作成フロー

指導要領の作成にあたっては、以下のフローで作成・検討を行った。

(1) 指導要領骨子の作成

令和5年度老健事業で新たに見直した指定講習カリキュラムに基づき、「Ⅰ. 福祉用具専門相談員指定講習について」及び、「Ⅱ. 各科目の指導要領」の各科目における「(1)形式」、「(2)時間」、「(3)講師要件」、「(4)目的」、「(5)到達目標」、「(6)内容」を事務局にて作成した。

(2) 作業部会による指導要領の作成

本事業において設置した作業部会において、作業部会委員の中で、各科目の担当を決めたうえで、「(7)事前準備と心構え」、「(8)指導の視点」、「(9)講義の進め方」、「(10)教材・参考資料」、「(11)確認ポイント」の執筆を依頼した。

その後、作業部会にて、指導要領の全体の整合性等を検討し、各委員に加筆・修正を依頼した。

(3) 検討委員会による全体の検討

作業部会にて作成した指導要領について、検討委員会にて全体の整合性等を検討し修正が必要な部分については事務局にて加筆等を行った。